

奈良県がん検診応援団企業認定要領

第1 目的

県は、定期的ながん検診受診による早期発見により、がんによる死亡者の減少を図るため、従業員、家族、県民等のがん検診の受診率向上に積極的に取り組む企業等を奈良県がん検診応援団として認定し、県と企業等が協力して、県民のがん検診の受診を促進することを目的とする。

第2 事業

県は、共に活動して県民の受診を促進するため、がん検診受診率向上に積極的に取り組む企業等を奈良県がん検診応援団（以下「応援団」という。）に認定する。

第3 取組内容

応援団に認定された企業等は、次の各号のいずれかの取組を行うものとする。

- (1) 社員等へのがん検診受診体制の強化
- (2) がん検診の受診勧奨等のちらしの作成及び配布
- (3) 「奈良県がん検診応援団」の名称を用いたグッズ（バッヂ、名刺用シール等）の作成及び利用
- (4) 営業活動等（企業、個人宅訪問等）での受診の勧め。ただし、がん検診事業を業務としている場合を除く。
- (5) 県実施の講演会やキャンペーンへの協力
- (6) 講演会やキャンペーンの開催

第4 県の支援

県は、応援団に認定された企業等の求めに応じ、可能な範囲で次に掲げる支援を行う。

- (1) がんに関する統計データ等を提供すること。
- (2) 応援団に認定された企業等が行うがん検診に関する啓発に協力すること。
- (3) 県のホームページに応援団に認定された企業等の名称や取組内容を掲載すること。
- (4) 応援団に認定された企業等が、がん検診受診率向上に向けた活動を行う際は、広告等への「奈良県がん検診応援団」である旨の表示ができる。ただし、奈良県がん検診応援団である旨の表示を行う際には、事前に県に相談することとする。

第5 募集期間

募集期間は、随時とする。

第6 認定の要件

応援団は、がん検診の受診啓発活動に意欲を有する企業等であって、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 従業員及び県民の受診率向上対策に取組むこと。
- (2) 県内に本社又は事業所を有していること。
- (3) 従業員及びその家族のがん検診を実施又は実施予定であること。
- (4) 県が企業等の販売商品を推奨したかのような営業活動を行わないこと。
- (5) 県が開催する連絡会議に出席できること。
- (6) 取組状況の報告を県が求めた場合に、奈良県がん検診応援団取組状況報告書（様式3）により報告ができること。
- (7) 次のいずれにも該当しない企業等であること。

ア 暴力団又は暴力団の構成員その他これらに準ずる企業等

イ その他県が不適当とみなした企業等

第7 認定

県は、企業等から提出された申込書（様式1）の確認を行い、書類に不備がない場合には、面談による確認を行う。

2 面談の後、認定要件を満たす企業等には、「奈良県がん検診応援団」として認定するとともに、奈良県がん検診応援団認定証（様式2）を発行する。

第8 認定の有効期間

認定の有効期間は、認定日から当該年度の末日までとし、期間満了の1か月前までに申し出のない場合は、さらに1年間有効期間を延長するものとし、以後同様とする。

第9 認定の取り消し

応援団に認定された企業等は、事務局に奈良県がん検診応援団企業認定解除届（様式4）を提出することにより、いつでも認定の取り消しを求めることができる。

2 県は、応援団に認定された企業等が次に掲げる場合のとき、認定を取り消すことができる。

- (1) 6の認定要件を満たさないことが判明した場合

- (2) 取組を実施しない場合
- (3) 取組状況の報告がない場合
- (4) 目的に反するような行為又は法令及び公序良俗に反する行為を行ったと認める場合
- (5) 奈良県がん検診応援団企業認定解除届（様式4）が提出された場合

第10 留意事項

応援団として認定された企業等は、「がん検診を受けよう！」奈良県民会議の趣旨に賛同し、会員となるものとする。

2 応援団に認定された企業等が実施する活動については、必要な経費は各自負担する。

附 則

この要領は平成24年3月19日より施行する。

附 則

この要領は平成25年4月1日より施行する。

附 則

この要領は平成30年4月1日より施行する。

附 則

この要領は令和元年5月1日より施行する。

奈良県がん検診応援団

認定証

事業所の名称及び所在地

●●●●●●●●●● 様

●●●●●●●●●●

奈良県がん検診応援団として認定します。

令和●●年●月●日



福祉医療部医療政策局疾病対策課長